

大垣市第3次防犯基本計画

大 垣 市

平成31年3月

はじめに

平成20年3月に、岐阜県では「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定し、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」を毎年見直したうえで、策定しています。

本市においては、平成20年3月に「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、同条例に基づき各種施策を計画的に推進するため「大垣市防犯基本計画」を策定しました。このたび、第2次計画期間の5年が経過するにあたり、新たに平成31年度から平成35年度までの5年間の計画を策定することとなりました。

本市における刑法犯認知件数は、青色回転灯搭載車による地域パトロールや市民を中心としたボランティア「さわやかみまもりEye」などによる防犯パトロール、さらには、警察などと協力して啓発活動に努めた結果、平成30年には平成14年のピーク時の3割以下に減少しております。

しかしながら、自転車盗難や車上ねらいなどの身近なところで発生する犯罪が多く発生しており、決して楽観できる状況ではありません。

地域の安全・安心は、警察や行政が行う『公助』だけでなく、市民一人ひとりが自らの安全は自ら守る『自助』と、自治会等による地域の安全は地域で守る『共助』が補い合い、助け合うことではじめて「安全安心のまちづくり」が実現するといえます。

今後も、市民、地域、行政、警察などが協働し、市民が安全で安心して暮らすことができる「防犯まちづくり」を推進してまいります。

目 次

第 1 章 防犯基本計画の方針

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
(1) 計画期間	1
(2) 計画の対象犯罪	1

第 2 章 犯罪を取り巻く状況

1 大垣市の刑法犯認知件数の状況	2
2 大垣市の刑法犯の罪種別認知件数の状況	4
3 大垣市の街頭犯罪・侵入盗の状況	6
4 大垣市の二セ電話詐欺の状況	9

第 3 章 安全安心まちづくりの推進

1 基本目標	10
2 数値目標	10
3 推進体制と役割分担	10
(1) 推進体制	10
(2) 市の役割	10
(3) 市民の役割	10
(4) 市民団体の役割	11
(5) 事業者の役割	11
4 推進基本施策	11
(1) 子どもの安全確保	11
(2) 女性の安全確保	11
(3) 高齢者等社会的弱者の安全確保	12
(4) 犯罪防止に配慮した住宅の整備	12
(5) 犯罪防止に配慮した道路等の整備	12
(6) 犯罪防止のための空き家等の適正管理	12
(7) 青少年に対する有害環境の浄化	13
(8) 犯罪被害者等への支援	13

参考資料

大垣市安全安心まちづくり条例	14
----------------	----

第1章 防犯基本計画の方針

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月25日に「大垣市安全安心まちづくり条例」を制定し、市、市民、市民団体、事業者が一体となって犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に向け取り組んできました。

「大垣市防犯基本計画」は、安全で安心な地域社会の実現に向け、本市の防犯まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に、第1次計画期間として平成21年度から平成25年度の5か年、第2次計画期間として平成26年度から平成30年度の5か年として策定したものです。

さらに、この計画を具体化するために各年度に「大垣市防犯行動計画」を策定し、取組みを推進してきました。

本計画は、「大垣市第2次防犯基本計画」の計画期間が満了することに伴い、引き続き、安全安心のまちづくりを推進するため、現行計画の方針等を踏襲し、第3次計画として策定するものです。

2 計画の性格

(1) 計画期間

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

なお、計画期間の途中でも、社会情勢等の変化を踏まえて見直しを行います。

(2) 計画の対象犯罪

この計画では、街頭犯罪（自動車盗難、オートバイ盗難、自転車盗難、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい及び自動販売機ねらい）や侵入窃盗、子どもや女性、高齢者等に対する犯罪（ニセ電話詐欺や虐待等）など、市民の身近で発生する犯罪を対象とします。

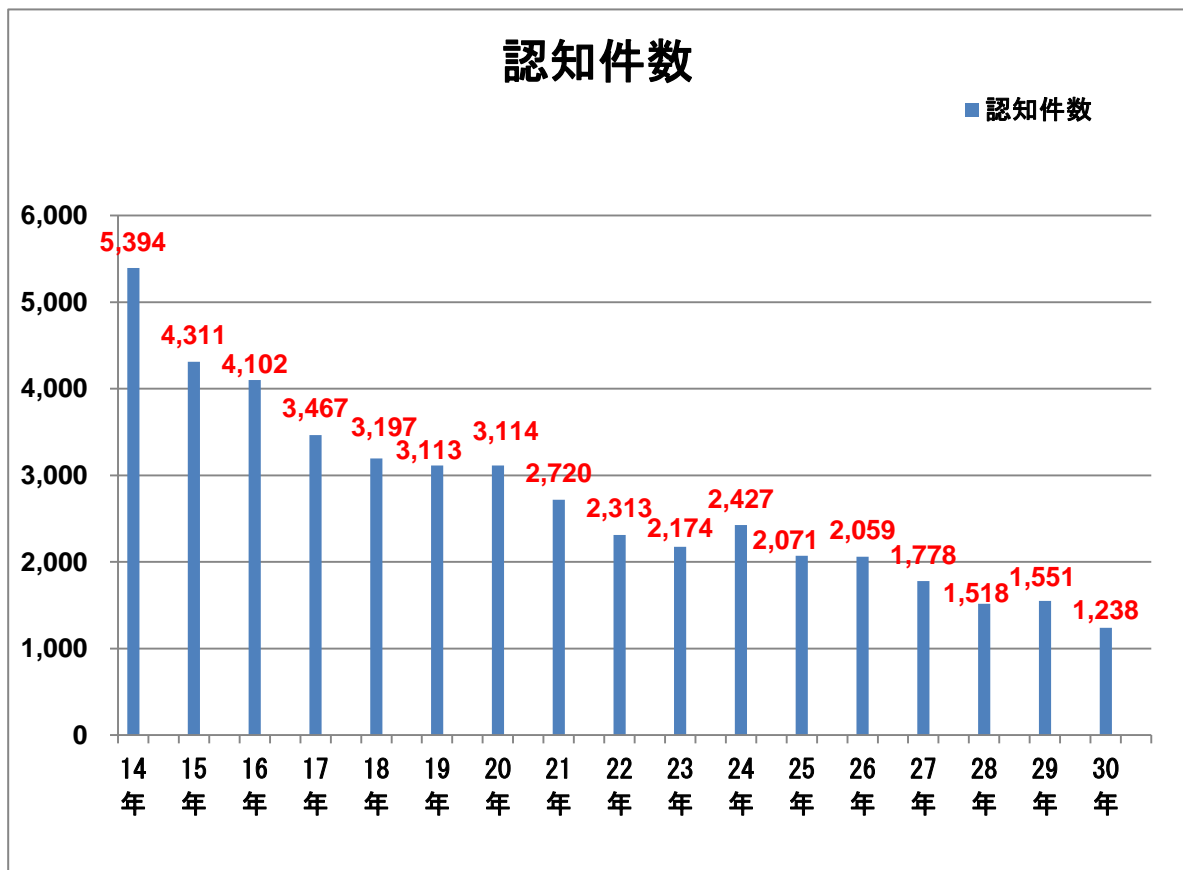
第2章 犯罪を取り巻く状況

1 大垣市の刑法犯認知件数の状況

本市における刑法犯の認知件数は、平成14年に5,394件という結果でしたが、平成15年以降、認知件数は減少傾向となり、平成30年は1,238件となっています。平成30年の認知件数の1,238件は、過去最高であった平成14年の5,394件と比較すると3割以下となっています。

認知件数とは、警察において認知した刑法犯の発生件数をいう。

図1 大垣市における刑法犯認知件数の推移



- 平成15年 さわやかパトロール開始
 - 平成16年 さわやかみまもり Eye 開始
 - 平成17年 さわやかみまもりネット試験運用
 - 平成18年 さわやかみまもりネット開始
- ※各事業の詳細は次項にて説明

各防犯事業の説明

「さわやかパトロール」

施策概要	民間警備会社の青色回転灯装着車による防犯パトロール。市内を 8 エリアに分け、1 日 1 エリアずつパトロールを行う。
活動時間	午後 7 時から午前 0 時まで ※ 平成 30 年 4 月現在

「さわやかみまもり Eye」

施策概要	市民を中心とした防犯ボランティアによる防犯パトロール活動。団体または個人で登録し、地域での防犯パトロールや子どもの登下校時の見守りなどを行う。
登録者数	243 団体 (3, 379 人) + 121 個人 合計 3, 500 人 ※ 平成 30 年 4 月現在

「さわやかみまもりネット」

施策概要	事件発生情報や、不審者発見情報などを登録者のパソコンまたは携帯のメールに発信し、情報の共有を図る。
登録者数	大垣警察署情報：7, 043 人 養老警察署情報：1, 975 人 学校すぐメール：15, 535 人 ※ 平成 30 年 4 月現在

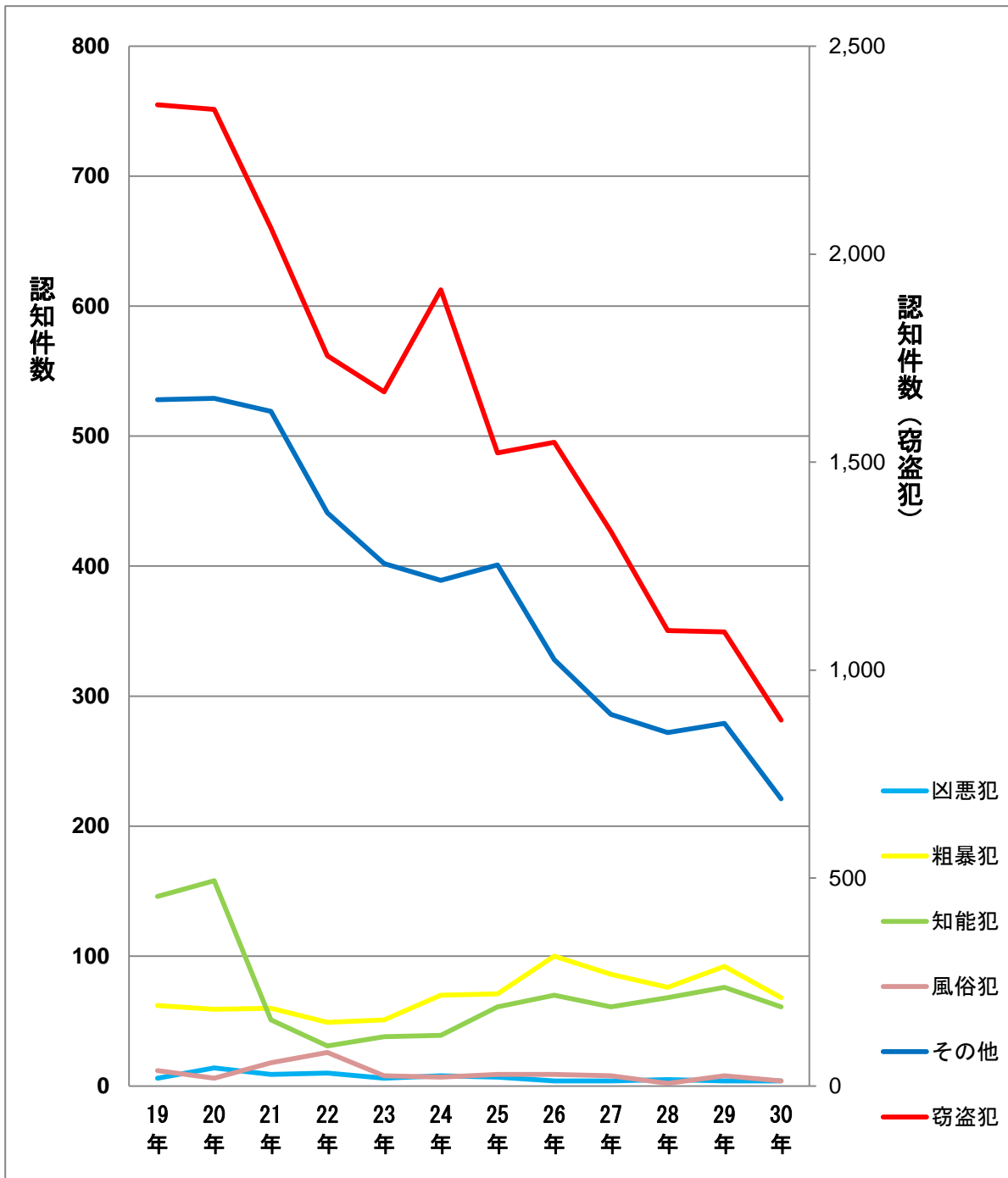
2 大垣市の刑法犯の罪種別認知件数の状況

刑法犯の罪種別認知件数の推移を見ると、窃盗犯が平成30年の全刑法犯の約71%と最も多くなっています。また、平成19年から平成30年まで、全体に占める割合に大きな変化は見られません。

表1 大垣市の刑法犯の罪種別認知件数の推移

		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成19年	件数(件)	6	62	2,359	146	12	528	3,113
	割合(%)	0.19	1.99	75.78	4.69	0.39	16.96	100.00
20年	件数(件)	14	59	2,348	158	6	529	3,114
	割合(%)	0.45	1.90	75.40	5.07	0.19	16.99	100.00
21年	件数(件)	9	60	2,063	51	18	519	2,720
	割合(%)	0.33	2.21	75.85	1.88	0.66	19.07	100.00
22年	件数(件)	10	49	1,756	31	26	441	2,313
	割合(%)	0.43	2.12	75.92	1.34	1.12	19.07	100.00
23年	件数(件)	6	51	1,669	38	8	402	2,174
	割合(%)	0.28	2.35	76.77	1.75	0.37	18.48	100.00
24年	件数(件)	8	70	1,914	39	7	389	2,427
	割合(%)	0.33	2.88	78.86	1.61	0.29	16.03	100.00
25年	件数(件)	7	71	1,522	61	9	401	2,071
	割合(%)	0.34	3.43	73.49	2.95	0.43	19.36	100.00
26年	件数(件)	4	100	1,548	70	9	328	2,059
	割合(%)	0.19	4.86	75.18	3.40	0.44	15.93	100.00
27年	件数(件)	4	86	1,333	61	8	286	1,778
	割合(%)	0.22	4.84	74.97	3.43	0.45	16.09	100.00
28年	件数(件)	5	76	1,095	68	2	272	1,518
	割合(%)	0.33	5.01	72.13	4.48	0.13	17.92	100.00
29年	件数(件)	4	92	1,092	76	8	279	1,551
	割合(%)	0.26	5.93	70.41	4.90	0.52	17.98	100.00
30年	件数(件)	4	68	880	61	4	221	1,238
	割合(%)	0.32	5.50	71.08	4.93	0.32	17.85	100.00

図2 大垣市の刑法犯の罪種別認知件数の推移



※窃盗犯のグラフの縦軸(件数)のみ右側

【参考：犯罪類型】

凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
殺人・強盗 放火・強姦	暴行・傷害 脅迫・恐喝 凶器準備集合	侵入盗 乗物盗 非侵入盗	詐欺・横領 偽造	賭博 わいせつ	左記以外 器物破損 住居侵入等

3 大垣市の街頭犯罪・侵入盗の状況

街頭犯罪と住宅や事務所などへの侵入盗を含めた犯罪件数は、平成30年では全刑法犯の約40%を占め、市民の身近なところで発生する犯罪が多い状況となっています。

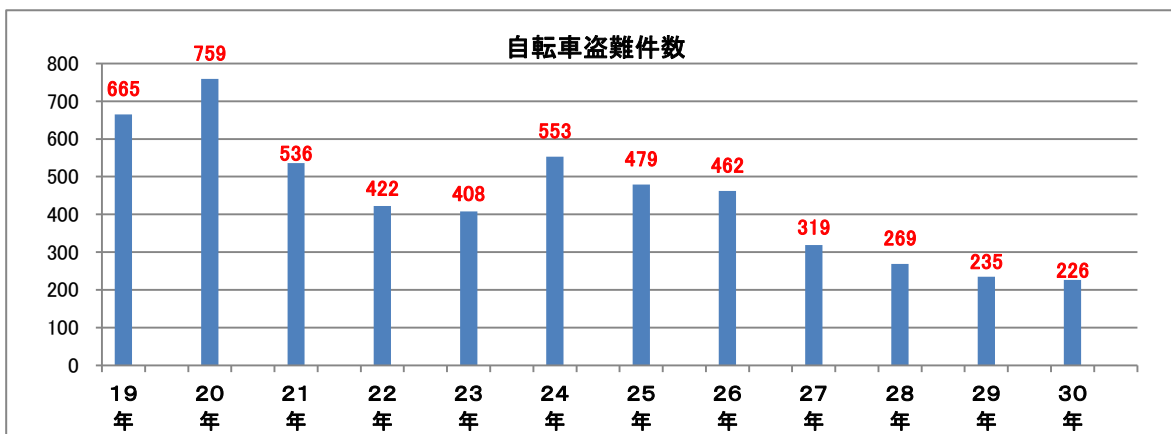
表2 大垣市の街頭犯罪・侵入盗の認知件数の推移

		街頭犯罪								侵入盗	合計
		ひったくり	自動車盗	オートハイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	小計		
平成19年	件数	26	31	60	665	422	166	66	1,436	288	1,724
	割合	0.84	1.00	1.93	21.36	13.56	5.33	2.12	46.13	9.25	55.38
平成20年	件数	13	33	52	759	330	122	42	1,351	302	1,653
	割合	0.42	1.06	1.67	24.37	10.60	3.92	1.35	43.38	9.70	53.08
平成21年	件数	10	31	60	536	264	162	59	1,122	268	1,390
	割合	0.37	1.14	2.21	19.71	9.71	5.96	2.17	41.25	9.85	51.10
平成22年	件数	4	31	50	422	254	96	13	870	238	1,108
	割合	0.17	1.34	2.16	18.24	10.98	4.15	0.56	37.61	10.29	47.90
平成23年	件数	4	32	82	408	237	131	28	922	211	1,133
	割合	0.18	1.47	3.77	18.77	10.90	6.03	1.29	42.41	9.71	52.12
平成24年	件数	0	20	87	553	256	136	24	1,076	215	1,291
	割合	0.00	0.82	3.58	22.79	10.55	5.60	0.99	42.41	8.86	53.19
平成25年	件数	2	8	36	479	185	91	19	820	167	987
	割合	0.10	0.39	1.74	23.13	8.93	4.39	0.92	39.59	8.06	47.66
平成26年	件数	2	20	66	462	217	53	15	835	116	951
	割合	0.10	0.97	3.21	22.44	10.54	2.57	0.73	40.55	5.63	46.19
平成27年	件数	2	18	18	319	167	54	6	584	121	705
	割合	0.11	1.01	1.01	17.94	9.40	3.03	0.38	32.85	6.81	39.65
平成28年	件数	3	13	19	269	105	45	7	461	110	571
	割合	0.20	0.86	1.25	17.72	6.92	2.96	0.46	30.37	7.25	37.62
平成29年	件数	1	6	18	235	227	43	25	555	127	682
	割合	0.06	0.39	1.16	15.15	14.64	2.77	1.61	35.78	8.19	43.97
平成30年	件数	1	5	5	226	111	28	2	378	118	496
	割合	0.08	0.40	0.40	18.26	8.97	2.26	0.16	30.53	9.55	40.06

※割合は全刑法犯認知件数に対するものです。

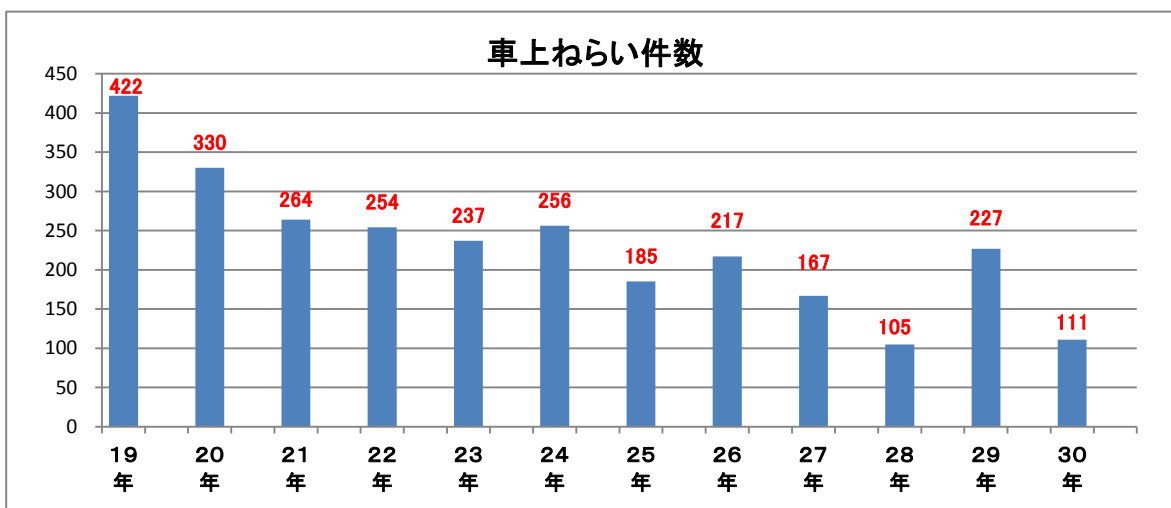
街頭犯罪の中で最も多いものは、自転車盗難で、その割合は、平成30年においては、全刑法犯認知件数に対して18%を占めています。平成19年と比較すると439件減少しています。

図3 大垣市の自転車盗難件数の推移



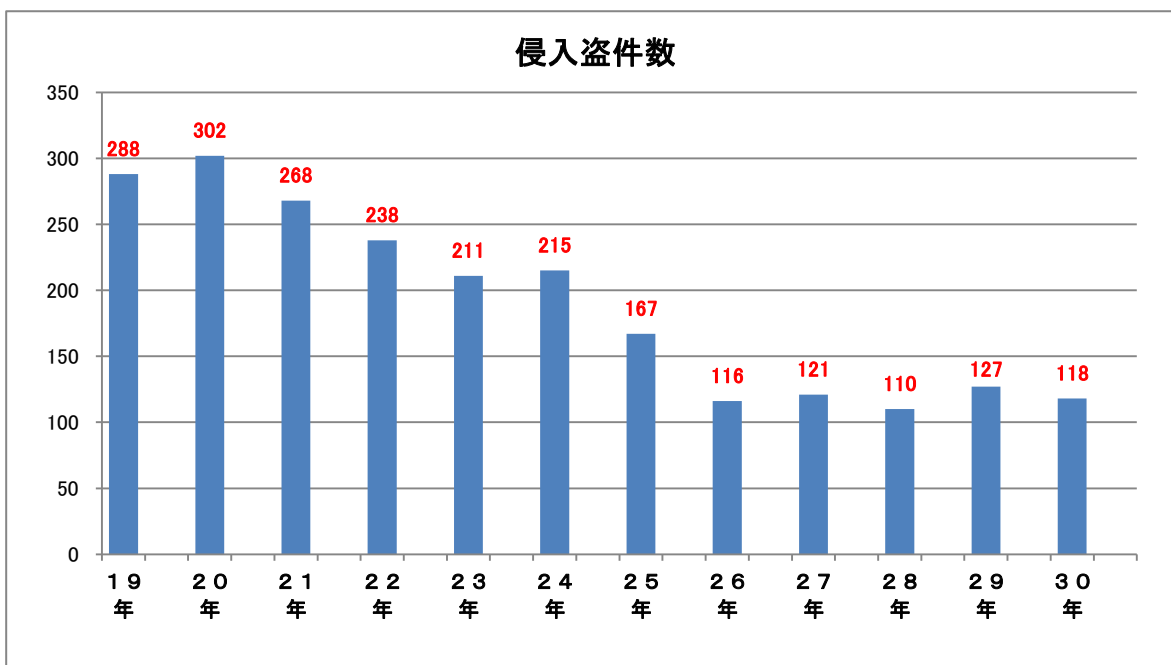
次に多いのは、車上ねらいで、その割合は、平成30年においては、全刑法犯認知件数に対して8%を占めています。平成19年と比較すると311件減少しています。

図4 大垣市の車上ねらい件数の推移



侵入盗については、その割合は、平成30年においては、全刑法犯認知件数に対して9%を占めています。平成19年と比較すると170件減少しています。

図5 大垣市の侵入盗件数の推移



4 大垣市のニセ電話詐欺の状況

平成27年から平成30年までニセ電話詐欺の認知件数、被害金額は、抑止対策推進の一方で新たな犯罪手口の出現等により増減を繰り返しております。また、全国的に被害は高齢者を中心に高い水準で発生しており、依然として大きな脅威となっています。

表3 大垣市のニセ電話詐欺の認知件数・被害金額の推移

	平成27年				平成28年			
	認知件数		被害金額		認知件数		被害金額	
	件数	割合	金額 (万円)	割合	件数	割合	金額 (万円)	割合
ニセ電話詐欺	17	100	3,047	100	34	100	8,555	100
振り込め詐欺	15	88	2,547	84	33	97	7,155	84
オレオレ詐欺	9	52	1,940	64	16	47	3,510	41
架空請求詐欺	2	12	224	7	5	15	2,220	26
融資保証金詐欺	0	0	0	0	1	3	256	3
還付金詐欺	4	24	383	13	11	32	1,169	14
振り込め類似詐欺	2	12	500	16	1	3	1,400	16
金融商品取引	2	12	500	16	1	3	1,400	16
ギャンブル必勝法	0	0	0	6	0	0	0	0
異性紹介	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成29年				平成30年			
	認知件数		被害金額		認知件数		被害金額	
	件数	割合	金額 (万円)	割合	件数	割合	金額 (万円)	割合
ニセ電話詐欺	26	100	2,761	100	18	100	9,858	100
振り込め詐欺	26	100	2,761	100	17	94	9,845	99
オレオレ詐欺	5	19	920	33	4	22	700	7
架空請求詐欺	7	27	235	9	10	55	8,695	88
融資保証金詐欺	2	8	93	3	0	0	0	0
還付金詐欺	12	46	1,513	55	3	17	450	4
振り込め類似詐欺	0	0	0	0	1	6	13	1
金融商品取引	0	0	0	0	0	0	0	0
ギャンブル必勝法	0	0	0	0	1	6	13	1
異性紹介	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

第3章 安全安心まちづくりの推進

1 基本目標

自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る

2 数値目標

市民、地域、行政、警察などが協働し、市民が安全で安心して暮らすことができる「防犯まちづくり」を推進するため、計画の数値目標を設定します。

【目標値】 犯罪認知件数

平成29年 1,551件 → 平成35年 1,400件以下

平成29年の犯罪認知件数から約10%削減

3 推進体制と役割分担

(1) 推進体制

本計画の策定・推進及び本計画をより具体的にするため1年度ごとに「大垣市防犯行動計画」を策定するにあたり、「大垣市安全安心まちづくり条例」の規定に基づき設置する「大垣市防犯推進協議会」を中心として、市民、自治会等、事業者、警察及び市並びに関係機関が相互に連携、協力し一体となって、安全で安心な地域社会の実現に向け各種施策を推進してまいります。

(2) 市の役割

① 「大垣市防犯推進協議会」を設置し、防犯基本計画の策定や基本計画をより具体化した「大垣市防犯行動計画」を1年度ごとに策定するとともに進行管理を行い、「安全安心まちづくり」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

② 防犯まちづくりに関する施策を積極的に展開するとともに、市民、市民団体、事業者に対し積極的な情報提供や活動支援を行います。

(3) 市民の役割

① 「自らの安全は自ら守る」という考えのもと、市民一人ひとりが犯罪の被害者とならないよう自らの安全の確保に努めます。

② 市、警察、市民団体等が実施する各種防犯活動に参加するよう努めます。

(4) 市民団体の役割

① 「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域での犯罪防止に努めます。

② 市、警察、市民団体等が実施する各種防犯活動に参加するよう努めます。

(5) 事業者の役割

① 事業者は、従業員が、市、警察、市民団体等が実施する各種防犯活動に参加できるように努めます。

② 事業者は、市や警察が進める安全安心のまちづくりに協力するよう努めます。

4 推進基本施策

(1) 子どもの安全確保

保護者、地域住民及び警察と協力・連携し、学校、児童福祉施設及び通学路や公園等における子どもの安全確保を行うよう努めます。

主な施策 ・「さわやかみまもり Eye」による防犯パトロール活動
・青色回転灯装着車による「さわやかパトロール」
・学校、保育園、幼稚園、幼保園、認定こども園での防犯訓練

(2) 女性の安全確保

女性に対する暴力等の犯罪から安全を確保するため、情報の提供や助言その他必要な支援を行うよう努めます。

主な施策 ・セクシャルハラスメントの防止のための広報啓発活動
・配偶者等からの暴力の抑制のための広報啓発活動
・県の女性相談センターとの連携による緊急一時保護

(3) 高齢者等社会的弱者の安全確保

高齢者等の社会的弱者の安全を確保するため、ニセ電話詐欺や虐待などに対する情報提供や啓発などの支援を行うよう努めます。

主な施策

- ・ 関係機関と連携、協力した高齢者等虐待の防止
- ・ 高齢者等社会的弱者に対する相談、支援
- ・ 大型商業施設等でのニセ電話詐欺の注意喚起

(4) 犯罪防止に配慮した住宅の整備

住宅が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、住宅の所有者や管理する者に対し、必要な措置や情報の提供を図るよう努めます。

主な施策

- ・ 「防犯に配慮した共同住宅にかかる整備指針」の周知
- ・ 防犯に配慮した住宅の整備促進の広報啓発活動
- ・ 市営住宅等の外灯等の保守点検の実施

(5) 犯罪防止に配慮した道路等の整備

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場等の犯罪防止に配慮した構造、設備の整備、また、自治会等が設置する防犯カメラへの支援等、犯罪が起きにくいまちづくりへの整備促進を図るよう努めます。

主な施策

- ・ 関係機関と連携した二重ロック実施の広報啓発活動
- ・ 大垣駅周辺の放置自転車の撤去
- ・ 自治会等が設置する防犯カメラ等への補助

(6) 犯罪防止のための空き家等の適正管理

空き家等が犯罪の温床となるのを防止するため、空き家及び空き地の管理者に対して、適正管理の指導や空き家バンクの活用を図るよう努めます。

主な施策

- ・ 警察と連携した空き家に対する相談、問題改善の指導
- ・ 入居停止している市営住宅に対する侵入防止対策の実施
- ・ 火災の危険がある空き家に対する除去等の指導

(7) 青少年に対する有害環境の浄化

青少年の健全育成のため、スマートフォンなど多様なインターネット接続端末を利用した犯罪に巻き込まれないよう情報提供や啓発などを実施するなど、有害環境の浄化及び良好な環境づくりに努めます。

主な施策

- ・スマートフォン等のフィルタリング措置の広報啓発活動
- ・少年支援員等による各校区のパトロールの実施
- ・青少年に悪影響を与える違反広告物の簡易除去活動

(8) 犯罪被害者等への支援

県・県警・犯罪被害者支援団体等と協力して犯罪被害者等の権利利益を守るため、相談、情報提供、啓発などの支援を行うよう努めます。

主な施策

- ・犯罪被害者等に対する相談及び情報提供の実施
- ・ぎふ犯罪被害者支援センター等の専門機関への紹介
- ・犯罪被害者等への支援についての広報啓発活動
- ・犯罪被害者等への経済的負担の軽減策についての検討

(注) 改元期日以後、本計画中「平成35年」とあるのは「新元号5年」、「平成35年度」とあるのは「新元号5年度」と読み替えますので、ご了承ください。

参考資料

大垣市安全安心まちづくり条例

平成20年3月25日

条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 防犯基本計画等（第9条・第10条）
- 第3章 安全安心まちづくりのための基本的施策（第11条—第19条）
- 第4章 防犯推進協議会（第20条・第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、災害、交通事故等を未然に防止するため、市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策の実施を推進することにより、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内に土地又は建物を所有する者（管理者を含む。）をいう。
- (2) 市民団体 自治会その他地域的な協働活動を行うボランティア団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を営む個人又は法人をいう。

（基本理念）

第3条 市及び市民等は、自立及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識し、それぞれの役割を果たし、安全安心まちづくりを推進しなければならない。

- 2 安全安心まちづくりは、市及び市民等並びに国、岐阜県その他関係機関（以下「国等」という。）の連携及び協力が図られるべきことを旨として行わなければならない。
- 3 市及び市民等は、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、総合的に安全安心まちづくりを推進しなければならない。

- 4 市及び市民等は、自由と権利利益の侵害防止に配慮し、快適で活力ある安全安心まちづくりを推進しなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりを推進するため、啓発活動及び市民等の自主的活動の促進並びに環境整備に関する総合的な施策を実施する。

- 2 市は、地域における安全安心まちづくりの推進において、国等の果たす役割の重要性にかんがみ、国等の行う施策の実施、市民団体の育成支援等に協力するとともに、国等に対する情報の提供、助言その他必要な協力の要請を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域における連帯意識を高め、自らの生活の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が基本理念にのっとり実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の役割)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりについての理解を深め、その活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民団体は、市が基本理念にのっとり実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりについて理解を深め、その活動に自ら積極的に取り組むとともに、従業員等がその活動に参加しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が基本理念にのっとり実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(災害、交通事故等を防止する施策)

第8条 第1条の規定による安全安心まちづくりに関する施策のうち災害、交通事故等を防止する施策の実施において、防災に関するものは大垣市防災会議に関する条例（昭和57年条例第30号）に、交通事故防止に関するものは大垣市交通安全対策会議規則（昭和46年規則第17号）によるもののほか、すでに他の法令等で規定されているものについては、その法令等による。

第2章 防犯基本計画等

(防犯基本計画の策定及び公表)

第9条 市は、犯罪を防止する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大垣市防

犯基本計画を策定するものとし、計画の策定又は変更に当たっては、大垣市防犯推進協議会の意見を聴くことができる。

- 2 市長は、大垣市防犯基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(人材の育成及びネットワークの構築)

第10条 市は、防犯活動及び防犯意識の啓発活動を推進する人材の育成に努めるとともに、防犯活動を推進する市民団体が、協働して活動できるネットワークづくりに必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 安全安心まちづくりのための基本的施策

(安全を脅かす行為を知った者の責務)

第11条 犯罪の被害を受けやすい子ども(児童、生徒、幼児等をいう。以下同じ。)、女性及び高齢者等社会的弱者(高齢者その他特に犯罪防止に配慮を要する社会的弱者をいう。以下同じ。)に対する安全を脅かす行為を知った者は、関係機関と連携し、及び協力して、安全の確保に努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第12条 学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、子どもの保護者及び警察と連携し、及び協力して、学校等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

- 2 通学、通園等の用に供されている道路及び子どもが日常的に利用している公園等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等を設置し、又は管理する者、地域住民及び警察は、相互に連携し、及び協力して、通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

(女性の安全確保)

第13条 市は、女性に対する暴力等の犯罪から安全を確保するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(高齢者等社会的弱者の安全確保)

第14条 市は、高齢者等社会的弱者の安全を確保するため、当該高齢者等社会的弱者及びその関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(犯罪防止に配慮した住宅の整備)

第15条 住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)を建築し、又は改修しようとする者及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者(以下「建築主等」という。)並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、住宅が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、建築

主等及び住宅を所有し、又は管理する者に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した道路等の整備)

第16条 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、道路等が犯罪防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、道路等を設置し、又は管理する者に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止のための空き地等の適正管理)

第17条 空き地又は空き家を所有し、又は管理する者は、当該空き地又は空き家について、犯罪を防止するため出入口の施錠、柵の設置、草刈りその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年に対する有害環境の浄化)

第18条 市、市民、防犯活動を推進する市民団体及び事業者は、青少年を健全に育成するために、有害環境を浄化し、青少年に悪影響を及ぼさないような良好な環境づくりに努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第19条 市は、国等及び犯罪被害者支援団体と連携して、犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）により、相談、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市民は、市及び国等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第4章 防犯推進協議会

(防犯推進協議会)

第20条 市が実施する犯罪を防止する施策について、協議を行うため、大垣市防犯推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第21条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 防犯推進のために活動する団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員（市職員を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(大垣市生活安全条例の廃止)
- 2 大垣市生活安全条例（平成8年条例第22号）は、廃止する。
(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 3 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略